

2021（令和3）年9月29日
マイナンバー違憲訴訟九州弁護団

マイナンバー違憲訴訟・福岡高裁判決に関する声明

本日、福岡高等裁判所第4民事部（増田稔裁判長）は、控訴人らが、マイナンバー（個人番号）制度が憲法13条で保障されたプライバシー権や人格権を侵害するとして、その利用停止や削除等を求めていた「マイナンバー（個人番号）利用差止等請求訴訟」について、請求を棄却した原審・福岡地裁判決（令和2年6月15日）の判断を是とし、控訴人らの控訴を棄却するという不当判決を下した。

ビッグデータの利活用が飛躍的に進められ、個人データの保護が強く求められるようになってきている中、2016（平成28）年1月に、個人情報をもとに名寄せし、マッチングしていく鍵となる個人番号（マイナンバー）の利用が始まった。以来5年が経過した現在、政府は、膨大な税金をつぎ込み、また、公務員という身分関係を利用して事実上の個人番号カード（マイナンバーカード）の取得強制を行ったり、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能にしたりするなど、その強硬な普及策を押し進めている。このような中、憲法の番人であるべき司法が、マイナンバー制度がプライバシーや人格権、ひいては民主主義にもたらす悪影響について、深い洞察をすることなく、安易に合憲であると判断したことは、極めて問題が大きい。

控訴審においては、控訴人らは、原審での主張に加え、主に利用事務の拡張が行政機関への白紙委任であり憲法41条に違反することを、大学教授の意見書を踏まえ、具体的に主張立証した。

しかし、本日の判決は、これらの控訴人らの主張に十分応答せず、結論ありきで十分な吟味を行うことなく、原審の判断を安易に是とした、極めて残念な判決である。

番号法19条14号及び16号との関係で問題があると主張した委任立法の点については、法の目的との関連性に基づく限定的な解釈を行うことなく、合憲と判断していることは明らかに不当といわざるを得ない。

このまま、マイナンバー制度の無原則的とも言える利用拡大を進めることは、近い将来のすべての市民のプライバシーを危険にさらすものであり、ひいては自律した個人を前提とした民主主義社会の基盤を掘り崩すことにもなりかねない。

弁護団は、控訴人の方々の意向を受け、速やかに上告を行い、さらにその問題性について訴えてゆくものである。

以上